

## 枚方市訓令第 4 号

### 枚方市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

枚方市副市長事務分担規程（平成27年枚方市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表長沢副市長の項第1号中「危機管理室」を「危機管理部」に改め、「、観光にぎわい部」を削り、同項第3号中「、農業委員会」を削り、同表清水副市長の項第1号中「子どもの育ち見守りセンター、」を削り、「市駅周辺等まち活性化部」の次に「、観光にぎわい部」を加え、同項第3号中「教育委員会事務局」を「教育委員会及び農業委員会の各事務局」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。